

# 第5回太平洋広域漁業調整委員会議事録

平成17年10月20日

水産庁資源管理部管理課

### 1.開催日時

平成17年10月20日(木) 15:00~17:00

### 2.開催場所

アジュール竹芝 飛鳥の間

### 3.出席者

(委員)

澁川 弘	(社)全国豊かな海づくり推進協会副会長理事
川崎一好	厚岸漁業協同組合代表理事組合長
阿部力太郎	宮城県漁業協同組合連合会代表監事
叶谷守久	福島県漁業協同組合連合会副会長
深澤勝久	茨城県信用漁業協同組合連合会代表理事専務
外記栄太郎	千葉海区漁業調整委員会会長
竹内正一	東京海区漁業調整委員会会長
磯部 進	みうら漁業協同組合理事
橋ヶ谷善生	静岡海区漁業調整委員会会長
吉戸一紀	篠島漁業協同組合組合長
迫間虎太郎	三重県海区漁業調整委員会委員
網本成吉	田辺漁業協同組合代表理事組合長
左海 守	日和佐町漁業協同組合代表理事組合長
澳本勝彦	大方町漁業協同組合代表理事組合長
林 穂積	日振島漁業協同組合代表理事組合長
荻田征男	(財)大分県マリノアカターセンター専務理事館長
金丸昌洋	宮崎大学非常勤講師
福島哲男	株式会社福島漁業代表取締役
鈴木徳穂	丸徳漁業株式会社代表取締役
山田洋二	株式会社浜平漁業代表取締役
山本正喜	有限会社愛媛産業代表取締役
宮本利之	有限会社昭和水産代表取締役
山下東子	明海大学経済学部経済学研究科教授

(独立行政法人水産総合研究センター)

西田 宏 中央水産研究所資源評価部資源動態研究室長

(水産庁)

小林芳雄 水産庁長官

五十嵐太乙 水産庁資源管理部長

武田真甲子 資源管理部管理課長

長谷成人 資源管理部管理課資源管理推進室長

大橋貴則 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐

小池幹人 資源管理部管理課資源管理推進室 T A E 班課長補佐

富田智明 資源管理部沿岸沖合課指定漁業第 1 班課長補佐

#### 4.議 題

( 1 ) 会長等の互選について

( 2 ) 議事録署名委員の指名

( 3 ) 広域漁業調整委員会の概要について

( 4 ) 各部会の設置及び部会委員について

( 5 ) 太平洋広域漁業調整委員会及び各部会の開催状況について

( 6 ) 資源回復計画の概要について

( 7 ) 水産資源の状況について

( 8 ) 資源回復計画の進捗状況について

実施中の魚種別資源回復計画の概要及び取り組み状況について

魚種別資源回復計画について

( 9 ) その他

次回以降の会議の持ち方について

## 開 会

事務局（大橋） それでは定刻の3時となりましたので、ただいまから第5回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日、事務局で進行役をやらせていただきます私資源管理推進室の大橋と申します。よろしくお願いいいたします。

本日は、都道府県互選委員のうち青森県の澤口政仁委員、岩手県宮古漁業協同組合の大井誠治委員、それから、漁業者代表の大臣選任委員のうち砂山繁委員、伊妻壯悦委員及び学識経験者大臣選任委員のうち有元貴文委員の5名の委員の方が事情やむを得ず欠席されておりますけれども、定数の過半数を超える委員の御出席を承っておりますので、漁業法第114条で準用いたします第101条の規定に基づき本委員会は成立しているということをお報告いたします。

## あ い さ つ

事務局（大橋） それでは会議に先立ちまして、小林水産庁長官からごあいさつをお願いいたします。

小林長官 御紹介いただきました水産庁長官の小林でございます。

本日は、委員の皆様方には本当に御多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございました。第5回目の太平洋広域漁業調整委員会になるわけでございますが、5回目と言いましても、ちょうど皆さん委員の改選をいただきまして、いわば再スタートでございますので、ぜひまた今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

さて、私どもの水産行政でございますが、このところ経済的な環境、あるいは自然環境の影響で非常に経営的に苦しい状況に立ち至っております、これは本当に皆さん常日ごろわかっていることでございますけれども、油の問題とかクラゲの問題とかそういったことがありまして、私ども非常にそういった対策、こういった形で効果的なものをつくっていくかという形で苦労しているわけでございますが、なかなかこれは即効性のあるものがないものですから、非常に現場でも皆さん御苦労いただいているところだと思っております。

そういった流れの中の一つでは、国際問題も非常に大事な時期を迎えてきておりまして、

一つはWTOでございますが、こちらも年末の香港閣僚会議からまた来年に向けまして、各国といろいろと具体的なお話が始まっております。

それから、FTAなどでいろいろまた課題があるのは御承知のとおりでございますが、国内、国外ともにさまざまな課題を抱えている中で、我々もまたしっかりとした水産行政をつくっていかねばいけないと思っているところであります。

また、ちょうど再来年の3月には、今の水産基本法に基づきます10カ年の基本計画がありまして、これはちょうど5年目の見直しの時期を迎えるわけでありまして、ちょうどそういう時期でもありますので、特にこれから経営問題、私どもの施策のあり方を中心に、特に来年はまたいろいろな形で議論いただいて、再来年の見直しに向けた議論を進めていきたいと思っているところであります。

そういった中でやはり基本は資源でございます。資源管理を進めながら、その中でまたさらに資源回復をどうやって効果あるものにしていくかということはますます重要になるわけでありまして、そういう意味でこちらの委員会でのさまざまなお取り組みを、また我々も一緒に期待しながら進めていきたいと思っております。

ちょうどこの13年から始まりました広域漁業調整委員会の仕事の中で、これまでマサバを初め9つの魚種で4つの計画と、それから、また今からキンメダイなど3魚種3計画ということで取り組んでいただいております。いろいろまた現場では難しい問題もございますし、また我々の科学的な知見とかそういうものを活かしながら、できるだけ客観的で効果のある計画にしていくということは一生懸命やっていきたいと思っておりますけれども、この水産業は資源あつての水産でございますので、そういったものを長い目で見てどういうふうに日本の近海、沿海の資源を維持していくか、これは結構私ども先進的に、多分国際的にも取り組んでいる政策と思っております。聞くところによりますと韓国でも、具体的なこういった資源回復計画に取り組むという動きもあるようですから、特に世界3大漁場の一つでありますこの日本沿海を資源回復という形できちんと、また関係国とも協力しながら守り育てていくということで私どもやっていきたいと思っておりますので、引き続き皆様の御協力をお願いしたいと思います。

改めまして、今後の皆様のいろいろな面でお手数かけますが、よろしく願いいたします。私のごあいさつとさせていただきます。今日はどうもありがとうございます。

事務局（大橋） 小林長官、どうもありがとうございます。

長官は所要のため、ここで退席させていただきます。

続きまして、議事に入ります前に、お配りしてあります資料の確認を行いたいと思います。封筒の中に資料が幾つか入っていますけれども、上から順に行きまして、議事次第、委員名簿、そして本日の出席者の名簿、配置図、今度は下に会議で使用いたします資料が右上の方に番号を振っていますけれども、資料1、2-1、2-2、3-1、3-2、4番、5番、それから6-1、6-2、そこまでが会議で使用する資料でございます。それから最後に、参考資料といたしまして、全漁連作成の資源回復計画のパンフレット、色刷りのやつがあります。「豊かな海をとりもどそう 資源回復計画」というやつですね。それから、水産庁の方で作成いたしました「広域漁業調整委員会ハンドブック」、この赤い冊子のやつですね。それから、こちらの委員の方のテーブルだけに配付してあります「港湾」と書いた「21世紀の国土と資源の最前線」という資料を一応委員の方々に参考までに配付しております。これは私が投稿した資料でありまして、日本の200海里内の資源をもうちょっと有効に資産価値を高めるためにはどういうふうにしたらいいのかということについて書いた記事でありますので、お時間があるときに読んでいただければというふうに思っております。

それでは、これから議事次第に従いまして議題に入ってまいりますけれども、会長につきましては漁業法第114条で準用いたします同法の85条第2項の規定により、また会長の職務を代理する者については漁業法施行令第3条第1項の規定により、委員が互選するという事になっております。会長及び会長の職務を代理する者が決まりますまでの間は、水産庁の武田管理課長が暫定的に議長を務めさせていただこうかと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局（大橋） それでは、武田課長お願いいたします。

#### 委員の紹介等

武田課長 管理課長の武田でございますが、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

会長及び会長の職務を代理する者の互選についての議事に入ります前に、事務局の方から、本委員会の委員の構成及び任期等について簡単に説明をお願いしたいと思います。

事務局（大橋） まず皆さん、委員名簿をごらんください。「太平洋漁業調整委員会委員

名簿」と書いた一枚紙でございます。本委員会の委員構成についてですけれども、太平洋の区域に設置されております海区漁業調整委員会の委員から都道府県ごとに互選された委員が18名、それから農林水産大臣が選任した漁業者代表7名、それから学識経験者3名の計28名で構成されております。

次に、委員の任期についてですけれども、平成17年10月1日から平成21年9月30日までの4年間です。本日、第5回の委員会は、第2期になって初めての会合ということでございますので、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。この中で再任の委員がほとんどでございますので、新任の委員であります神奈川県磯部進委員と、それから農林水産大臣選任委員の山田委員におかれましては、後で一言ごあいさつをお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております委員の名簿をごらんください。この名簿に従って御紹介していきたいと思っております。

まず私の左手の北の方から、北海道の川崎一好委員です。

川崎委員 どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局(大橋) 引き続きまして、宮城の阿部力太郎委員です。

阿部委員 宮城の阿部でございます。よろしくお願い申し上げます。

事務局(大橋) 引き続きまして、今度は福島県の叶谷守久委員です。

叶谷委員 福島の叶谷です。よろしくお願い申し上げます。

事務局(大橋) 続きまして、茨城県の深澤委員です。

深澤委員 深澤でございます。よろしくお願い申し上げます。

事務局(大橋) 続きまして、千葉県の外記委員です。

外記委員 千葉の外記でございます。よろしくお願い申し上げます。

事務局(大橋) 続きまして、東京の竹内委員です。

竹内委員 東京海区の竹内でございます。

事務局(大橋) 次は神奈川県磯部進委員、今回初めてということでございますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

磯部委員 神奈川県磯部進です。前任の高橋委員から引き継ぎまして委員にさせていただきました。初めてなのでわかりませんので、どうか皆様の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局(大橋) 引き続きまして、静岡県の橋ヶ谷委員です。

橋ヶ谷委員 静岡の橋ヶ谷です。よろしくお願いします。

事務局（大橋） 続きまして、愛知県の吉戸委員です。

吉戸委員 愛知県の吉戸です。よろしくお願いします。

事務局（大橋） 続きまして、三重県の迫間委員です。

迫間委員 三重県の迫間です。どうぞよろしくお願いします。

事務局（大橋） 次に、和歌山県の網本委員です。

網本委員 和歌山の網本です。よろしくお願いします。

事務局（大橋） 次は徳島県の左海委員です。

左海委員 徳島県の左海でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（大橋） 次は、高知県の澳本委員です。

澳本委員 高知県の澳本でございます。よろしくお願いします。

事務局（大橋） 引き続きまして、愛媛県の林委員です。

林委員 愛媛の林でございます。よろしくお願いします。

事務局（大橋） どうぞ。

荻田委員 大分県の荻田です。どうぞよろしくお願いいたします。

金丸委員 宮崎県の金丸でございます。よろしくお願いします。

福島委員 福島漁業の福島と申します。よろしくお願いします。

鈴木委員 丸徳漁業の鈴木です。よろしくお願いいたします。

山田委員 静岡の浜兵丸の山田と申します。大師丸さんの後任に新しく選任されました。どうぞよろしくお願いします。

山本委員 愛媛産業の山本です。よろしくお願いします。

宮本委員 昭和水産の宮本と申します。愛媛の方で沖底漁業をやっております。よろしくお願いいたします。

澁川委員 全国豊かな海づくり推進協会の澁川でございます。2期目でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

山下委員 明海大学の教員で山下東子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（大橋） どうもありがとうございました。

では、引き続きまして事務局の方を紹介したいと思いますけれども、所属と名前だけちょっと簡単に説明したいと思いますので、部長からお願いいたします。

五十嵐部長 資源管理部長の五十嵐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。



武田管理課長 管理課長の武田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中央水研・西田室長 独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所の西田と申します。よろしくお願いいたします。

長谷室長 資源管理推進室長の長谷でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（小池） 資源管理推進室の小池でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（大橋） ということで、後ろにも事務局が控えておりますけれども、省略させていただきます。

### 会長等の互選について

武田課長 それでは、会長及び会長の職務を代理する者の互選についての議事に入ります。

お配りしております資料の1をごらんいただきたいと思います。太平洋広域漁業調整委員会の事務規程でございます。漁業法等の規定に基づく形で、この事務規程第4条におきまして、会長及び会長の職務を代理する者につきましては、委員の互選により選出するという旨規定されております。どういう形でやるかということですが、この場でなたかに立候補もしくは御推薦される方がいらっしゃいましたら、御提案いただくような形で進めたいと思います。

大分の荻田委員。

荻田委員 委員会の中立性ということを考えれば、私は大臣選任の学識の委員さんが適当かと思っておりますけれども、きょうは澁川さんと山下さんが御出席でありますので、澁川さんに会長をお願いして、山下先生に代理者をお願いしたらいかかと思いますが。

武田課長 ただいま大分県の荻田委員の方から御提案がございましたけれども、会長に澁川弘委員、会長の職務を代理する者に山下東子委員という御提案がございましたけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

武田課長 それでは、そのようにお願いすることにいたしたいと思います。

会長にはこの後の議事の運営の方をよろしくお願いいたします。

澁川会長 ただいま光栄にも会長に御指名をちょうだいしました澁川でございます。

ただいま私、全国豊かな海づくり推進協会の副会長を仰せつかっております。栽培漁業

の展開を推進するという仕事でございます。そういう意味からしますと本太平洋海区漁業調整委員会のこの大役は、豊かな海を再生させるという意味におきましても大変重要な仕事であるということで、身に余る光栄と思いつつも大変気持ち引き締まる思いでございます。どうぞ皆様方の御支援、御協力を賜りまして、円滑な議事運営が今後ともできますように、心よりお願い申し上げまして席につかせていただきます。(拍手)

それでは、私の職務を代行していただく局面がこの後あるかと思えます。山下委員さんよろしくお願いいたします。何か一言。

山下委員 ただいま会長代理に選任していただきました山下です。どうもありがとうございます。重い責務と受けとめて職務を全うしたいと思います。会長さんがいつも元気でいてくださるということが一番大事かと思えますので、それとともに願うものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

澁川会長 どうもありがとうございました。元気で頑張るつもりではありますが、不測の事態はいかなることで起こるかわかりませんので、何分よろしくお願ひ申し上げます。

#### 議事録署名委員の指名

澁川会長 それでは、ただいまより議事に入らせていただきます。

まず、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人を選出させていただく必要がございます。事務規程 12 条によりまして、私の方から指名するという運びになっております。私の方から指名させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長 ありがとうございます。それでは、都道県互選委員から大分県の荻田征男委員、もう一方、農林水産省大臣選任委員からは福島哲男委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

#### 広域漁業調整委員会の概要について

澁川会長 それでは、議題の 2 番目でございますが、「広域漁業調整委員会の概要について」、事務局よろしくお願ひ申し上げます。

事務局（小池） 資源管理推進室の小池でございます。私の方から御説明させていただきます。

きます。

今日お配りしている資料の中で、参考資料として赤い小冊子「広域漁業調整委員会ハンドブック」というものと、資料1として「本委員会の事務規程」をお配りしておりますが、この2つに基づきまして御説明いたしたいと思います。

まずハンドブックの方ですが、以前、水色の表紙のものを作成しましてお配りしたことがあるかと思いますが、それを現時点に合うようにリニューアルしたものがこの冊子でございます。開いていただきまして目次がございますけれども、前半部分につきましては、問答形式で、広域漁業調整委員会の役割等の御説明部分がございます。その後ろに参考資料といたしまして関係法令、事務規程、委員名簿等が添付されてございます。

まず3ページをお開きいただきたいと思います。広域漁業調整委員会はどこに置かれていますかということでございますけれども、この委員会は漁業法110条に基づきまして、平成13年の漁業法改正に伴って国の常設機関として設置されたものでございます。

現在ここにございますとおり3つの委員会が置かれておりまして、本委員会であります太平洋広域漁業調整委員会につきましては、北海道から宮崎に至る太平洋海域、かなり広範の海域でございますが、ここを管轄区域として設置されております。

またちょっとめくっていただいて6ページをごらんいただきたいと思います。ここに広域漁業調整委員会の性格というものが書いてございます。今申し上げましたとおり、漁業法に基づく国の常設機関ということでございますが、ここの4番にございます、広域漁業調整委員会は合議制の機関でございますから、漁業調整に関し漁業者等が民主的方法で自主的解決を図るために、協議をするという場としての機能を一つ有しております。

それからもう一つ、必要な場合に自ら関係者に対して、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止その他の必要な指示を行う、いわゆる委員会指示というものでございますが、そういう指示を行うという権限も有してございます。

具体的にどういったことをこれまで御審議等いただいてきたかというのは次のページにございますけれども、 から まででございますが、まず複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての御検討、それから、これまでの広域漁業調整委員会これが中心になっておりましたが、 番として資源回復計画の作成に係る御審議、それから、資源管理措置の適切な実施を担保するための委員会指示の発動、また、これらに関する漁業調整というものになっております。

ここで、委員会指示という言葉がまた出てきましたけれども、本委員会につきましては

「漁業調整委員会」という名称はついてございますが、法律上、漁業の使用に関する紛争の防止とかその解決等、資源管理以外の調整問題についての権限は有していないというところがございまして、そこが海区漁業調整委員会とちょっと違うところでございます。

これまで、本日で5回目でございますけれども、資源回復計画の案件につきまして中心的に御議論いただいております、当海域に関する資源回復計画は現在4つ作成・公表されております。

それから、少しページを進んでいただきまして8ページでございます。先ほどちょっとお話ししましたので重複いたしますけれども、委員の構成についてでございますが、海区漁業調整委員会の互選により選出されたそれぞれの海区の代表者の委員の方18名、それから関係漁業者の中で大臣から選任させていただいた委員の方7名、それから学識経験委員3名で、計28名ということでございまして、先ほど申し上げました次のページでございますけれども、任期は4年となっております、きょうお集まりの第2期の委員の方々の御任期は、この10月1日から平成21年9月30日までの4年間ということになっております。これから4年間大変お世話になります。よろしく願いいたします。

あとずっとあるんですが、これを一々説明していると時間がなくなりますので、恐れ入りますけれども割愛させていただきまして、事務局の方でできるだけわかりやすくまとめつつもりでございますので、ハンドブックについては御一読いただければありがたいと思います。

それから、資料1の事務規程の方に移らせていただきます。第2条でございますが、委員会の事務局は水産庁内に置くこととされておまして、管理課の資源管理推進室がその任に当たっております。

それから、第4条でございますけど、先ほど澁川会長、それから山下会長代理ということで互選いただきましたけれども、その関係の規程がでございます。

それから次のページに行きまして、第8条でございますけれども、きょう御出席を各委員の方に賜っておりますが、議題について自由に質疑し、意見を述べることができるというふうになっておりますし、委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する、というふうに決められております。どうぞ御活発な御意見が賜ればと思っております。

それから、11条からでございますが、先ほど会長の方から議事録署名人について御指名いただきましたけれども、本委員会については議事録を作成いたしまして、会長及び会長

が指名する出席委員の2人以上がこれに署名をするということになっております。また、作成された議事録につきましては、一般の縦覧に供するものとさせていただきます。

それから、14条でございます。これは次の各部会の設置及び部会委員にもかかわることなので、ちょっと詳しく御説明させていただきますけれども、本委員会につきましては、先ほどハンドブックの3ページの図面でお示ししましたけれども、大変広い海域を担当しているわけでございまして、この海域を北と南に分けてそれぞれ部会を置いております。太平洋北部会につきましては、北海道から茨城県に面する海域、それから太平洋南部会につきましては、千葉県から宮崎県に面する海域ということになっております。

それぞれの部会につきましては、14条の第4号にございますけれども、部会の区域内に設置された海区漁業調整委員会から互選された委員の方、それから、大臣が選任した漁業者代表委員のうち、委員会の会長が指名する委員の方、それから学識経験者、これは全員ということで3名の学識経験者の方、以上の委員の方々にそれぞれ太平洋北部会、太平洋南部会という部会を設置させていただいております。

部会の会議に関し必要な事項は、部会の会議で定める。また、部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。

それと7番、8番が重要なところでございますけれども、委員会は、部会の設置された海域において完結する資源の回復計画の調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする。委員会は、部会の議決を尊重するものとするということで、次の議題に関する部分でございますけれども、本委員会には以上のように2つの部会が設置されているわけでございます。

以上、簡単でございますけれども、広域漁業調整委員会の概要について御説明させていただきました。

澁川会長 ありがとうございます。

ただいま2つの資料について説明があったわけでありまして。一つは委員会ハンドブック、もう一つは太平洋の広域漁業調整委員会の事務規程の内容でございました。この後もうこの局面はございませんので、御疑問のある方は今のうちに御質問された方がよろしいかと思っております。いかがでしょうか。

特にございませんか。

各部会の設置及び部会委員について

澁川会長 それでは、ないということで、次の議題の3に入らせていただきます。

「各部会の設置及び部会委員について」ということでございます。議題の3であります。太平洋海域には、太平洋北部会及び太平洋南部会の2つが置かれているわけでございます。先ほどの事務規程の14条5に基づきまして各々の部会の委員を選任する必要がございます。海区漁業調整委員会の互選委員につきましては、おのずから区域内の委員にお願いすることになります。また、学識経験委員につきましては全員が両方の委員になっているということでございますが、大臣選任の漁業者代表委員については、会長が指名することに相なっております。

そこで、資料が2つございまして、資料2-1と2-2をお出してください。資料2-1は太平洋北部会の委員名簿でございます。それから、2-2の方が南部会の委員名簿になっております。委員の候補がそこに提示されておりますけれども、この案につきましてお諮り申し上げたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。基本型は1期と同じに相なっております。御意見ございますか。

よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長 はい。それでは、それぞれの委員の皆様方、この部会はかようなメンバーでこれから審議してまいることになります。よろしくお願ひ申し上げます。

#### 太平洋広域漁業調整委員会及び各部会の開催状況について

澁川会長 次に議題の4番でございます。「太平洋広域漁業調整委員会及び各部会のこれまでの開催状況について」でございます。事務局の方で説明をよろしくお願ひします。

事務局（小池） 御説明いたします。資料につきましては、お配りしております資料3-1と資料3-2でございます。

まず、資料3-1でございますけれども、これは第1回の広域漁業調整委員会からの開催の日程を取りまとめたものでございます。太平洋広域漁業調整委員会につきましては、一番上の段に書いてございますが、第1回の委員会が平成13年10月19日にございまして、それ以降4回開催しておりまして、本日が5回目ということでございます。

それから、各部会につきましては、これは横の線が年度ごとの取りまとめになっておりますが、大体、年1回開催される委員会に引き続いて1回部会を開催していただきまして、

あとは2月から3月の年度末にもう一度開催するというような形でこれまではきておりますけれども、当然ではございますけれども、審議いただく案件によりましては、このスケジュールとは別に開催させていただくこともございます。

次の広域漁業調整委員会につきましては、来年の3月に開催しようと考えておりますので、年度末ということでお忙しいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

以上、こういう形で会議を持ってまいりまして、右側に資源回復計画が書いてございますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたが、今までの御審議の中心となっております資源回復計画については、4つの計画が策定済みということでございます。

以上がこれまでの会議の開催状況でございます。

続きまして、資料3-2をごらんいただきたいと思ひます。太平洋北部会及び太平洋南部会の開催状況及び結果概要というものでございます。先ほど資料1の本委員会の事務規程を御説明いたしましたけれども、その14条、「部会」について書いているところでございますが、その第6項で、「部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。」と定められておりますので、先に開催されました第4回の太平洋広域漁業調整委員会以降に開催された部会の状況について御説明いたしたいと思ひます。

まず、太平洋北部会でございます。この北部会、あした開催されますが、事務局は管理課ではなくて、きょう後ろにありますが、仙台の漁業調整事務所が事務局を承っております。まず第7回の部会、これは第4回の委員会に引き続いて開催された部会でございますが、ここにおきまして、現在実施中の「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」の実施状況及び資源回復計画候補魚種について報告を行いまして、今後、「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」の対象魚種であるキチジについて小型魚を保護するための方策等を検討していくこと、及び候補魚種について次回部会までに最終的な整理ができるように、引き続き検討を進めることとされました。

そのあと第8回の会議におきまして、現在実施中の「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」の資源回復措置として、新たに茨城県の小型機船底びき網漁業を減船すること等を内容といたします一部見直し案を御審議いただきまして、御了承いただきました。また、引き続きキチジの小型魚保護策について検討状況の御報告をさせていただきました。

それから、「マサバ太平洋系群資源回復計画」につきましては、大中型まき網漁業のミニ船団化の計画を進めることを内容とする一部見直し案を御審議いただきまして、御了承を賜りました。また、本計画に基づく大中型まき網漁業の係船休漁の実施について御報告いた

しました。

それから、青森県陸奥湾の沿岸漁業者及び青森県の沖合底びき網漁業者を対象として「マダラ陸奥湾産卵群」の資源回復計画の作成に着手することについて御審議いただきまして、御了承を得ております。

続きまして、2ページ、太平洋南部会でございます。こちら先の委員会の後2回開催されておりますので、その状況について御説明いたします。

第8回の太平洋南部会、これは本委員会に引き続いて開催されたものでございますけれども、独立行政法人水産総合研究センターから、太平洋南部会にかかわる水産資源の状況について御報告をいただきました。

また、「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網対象種資源回復計画」、これも実施中の計画でございますが、この計画にあなご籠漁業を追加すること等を内容とする資源回復計画の見直し案、それから「ヤリイカ太平洋系群(南部)資源回復計画」(案)について御審議を賜りまして、御了承いただきました。

また、「伊勢湾・三河湾のイカナゴ」を対象とした資源回復計画に着手することで御了承いただきました。

それから、第9回の委員会でございますけれども、ちょっと日程が16年3月17日となっておりますが、済みませんこちらのミスで、17年でございます。17年3月17日の委員会で、「マサバ太平洋系群資源回復計画」について、先ほどの北部会と同じでございますが、大中型まき網漁業のミニ船団化の計画を進めることを内容とする一部見直し案について御審議いただきまして、御了承いただきました。また、大中型まき網漁船が取り組んでおります係船休漁の状況について御報告いたしました。

それから、太平洋南部のキンメダイ漁業者を対象として、「太平洋南部のキンメダイ」の資源回復計画の作成に着手することについて御審議いただきまして、御了承を得ております。

以上、前回の本委員会の後に開催された部会の状況について御説明させていただきました。

そのあと参考資料として、今回新任された委員の方もいらっしゃいますので、太平洋だけではなく、ほかの海域の漁業調整委員会等を含めて、直近の会議で議題となった事項等について整理させていただいたものを添付しておりますので、後でござらんになっていただければ幸いに存じます。



説明は以上でございます。

澁川会長 ありがとうございます。駆け足で過去を振り返ったわけでございます。ただいまの説明で御質問ございませんでしょうか。

経過の中で幾つか回復計画ができ上がったというのと、検討に着手したというのと2タイプがあるということが重要かと思えますけれども、そこをよく見ていただきたいと思えます。いかがでございますか。ございませんですか。

では、ないということで次に運ばせてもらいます。

### 資源回復計画の概要について

澁川会長 次は議題の5番目でございます。「資源回復計画の概要について」ということになっております。幾つかの資料があるようでございますが、事務局、これたくさんあるようですが、ひとつよろしく説明してください。

事務局（小池） それでは、資源回復計画の概要について御説明させていただきます。お手元にお配りしております資料の資料4と、それから全漁連が作成しましたパンフレットの2つを使いまして御説明いたします。

まず、資源回復計画についてでございますけれども、これにつきましては、平成13年に水産基本法が制定されたわけでございますが、これに基づき平成14年3月に、現行の水産基本計画が閣議決定されております。

その中に、我が国排他的経済水域における水産資源の適切な管理及び保存を図るため、資源回復計画を推進していくことがうたわれております。それに基づきまして、資源回復計画というものを順次作成、実施しているわけでございます。

資料4の「目的」というところでございますが、資源回復計画につきましては、資源を回復していくために、減船、休漁等を含む漁獲努力量の削減措置、また種苗放流等による積極的な資源の培養、さらに漁場環境の保全といった3つの大きな柱、これらの取り組みに関する計画を作成しまして、その具体的な取り組みについて総合的に推進していこうという計画でございます。この計画を適正に推進することによって、水産基本法の基本理念でございます、水産物の安定供給の確保並びに水産業の健全な発展を実現していこうというものでございます。

この計画をつくるに当たりまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、計画自体は国

又は都道府県が作成することとされてございますけれども、その作成の段階で、広域的な資源につきましては本広域漁業調整委員会、また各県の地先資源につきましては各海区漁業調整委員会の御意見を賜り、協議調整の結果つくっているわけでございます。

ちょっとパンフレットの3ページをごらんいただきたいと思います。目的については今と重複しますが、資源回復計画の枠組みとございまして、資源回復計画については、右側に「漁業者協議会」と書いてございますが、何よりも現場の漁業者の方の御意見を計画に反映するように、各浜々、また県単位等で漁業者協議会を開催いたしまして、そこで関係漁業者の方々の意見調整や取りまとめを行っております。

その結果を左の方の茶色の線で囲っておりますけれども、「広域漁業調整委員会又は海区漁業調整委員会」と書いてありますが、今申した漁業者協議会での意見等を踏まえて、本日の広域漁業調整委員会におきまして、資源の状態についての検討又は資源回復計画の作成や内容についての御協議をいただきまして、それに基づきまして国又は都道府県が、先ほど申しましたとおり漁獲努力量の削減又は資源の積極的な培養、漁場環境の保全等を内容といたします資源回復計画を策定いたしまして、それに基づきまして実際に、一番下の段でございまして、関係漁業者の方々に具体的な取り組みを実施していただくという形で進めてまいっております。

右のページに実施中の資源回復計画の概要がございまして、これはパンフレットをつくった時点、本年の3月末現在のものでございます。お配りしております資料4の2ページ目に9月現在のものを添付しておりますので、こちらをちょっとごらんいただきたいと思いますが、3月以降各都道府県でつくっておられる資源回復計画がふえまして、現在、私ども国で作成させていただきました資源回復計画が27魚種を対象として12計画、それから各関係都道府県が海区漁業調整委員会等の審議を経て計画策定したものが、現在7魚種を対象に7計画ございまして、合計で9月末現在で資源回復計画の対象魚種34魚種、計画数で19計画が策定済みでございまして、現在実施されているわけでございます。

それから、次の3ページでございましてけれども、今申し上げましたのは既に実施に移っている計画でございまして、現在まさに資源回復計画を作成中のものが3ページに掲載されております。本委員会につきましては、右側の「太平洋北部」というふうに書いてある四角の中と「太平洋南部」というふうに書いてある四角の中、この2つが関係するわけでございますが、このうち「広域資源」と書いてございますものが本委員会で御審議いただくものでございまして、マダラ陸奥湾産卵群と、それから太平洋南部キンメダイ、伊勢湾・

三河湾イカナゴという3つの計画について作成中ということで、今後、本委員会またはそれぞれ北と南に分かれておりますので、北部会、南部会で計画案を詰めていくということになります。よろしくお願ひいたします。

それから、あっちこっち資料が行って大変申しわけございませんけれども、パンフレットの5ページをごらんいただきたいと思います。上の段に作成中のものとございますが、これは先ほど申し上げましたとおり3月時点のものでございまして、資料でお配りしているものが最新のものということでございますが、その下の段に、「資源回復計画(従来)と資源回復計画(新)の対比」という表がございます。今まで御説明させていただきましたのは、魚種に着目いたしました魚種別の資源回復計画でございますが、平成17年度から、各魚種ではなくて、漁業種類に着目しました包括的な資源回復計画という新しい枠組みをスタートさせてございます。

それぞれの違いにつきましては、この表のとおりでございます。本委員会に関するもので包括的な資源回復計画について御審議いただく案件は今のところございませんけれども、こういった取り組みも進められているということを御承知おきいただければと思います。

資源回復計画についての説明は以上でございます。

澁川会長 ありがとうございます。資料は2タイプだったんですが、中が細かく分かれていたようでございます。

それでは、ただいまの説明、現在既に出来上がったもの、それから作成中のものと2タイプあるわけですがけれども、今の説明で委員の皆様方、何かこの際お尋ねになっておきたいことがございましたら、どうぞおっしゃってください。

ございませんか。一遍にたくさんのお話が出ておるものですから。

では、もし時間を残すようでありましたら後ほどまた立ち戻ることもあり得るということで、次に進めさせていただきます。

#### 水産資源の状況について

澁川会長 議題の6番です。議題の6番は「水産資源の状況」ということで、現在、科学的な知見がどこまで集積されているかということをお研究機関の方から御説明いただくことになっておるようです。それでは事務局、中央水研の西田資源動態研究室長さんに御説明をお願いすることになっております。では、お願ひします。

中央水研・西田室長 よろしく申し上げます。資料5によりまして御説明させていただきます。

1枚目ですけれども、水産庁から委託されています資源評価調査の中で取りまとめられている資源評価対象種、漁業資源なんですけれども、その資源状況について一覧表にしたものでございます。

この中で、ブリについては、日本海側も含めて一本で資源状況を評価しているわけですが、それ以外の魚種については、太平洋側は太平洋側、日本海側は日本海側で評価するということになっております。

それで、個別に説明はしませんけれども、例えばこの中で言いますと、サンマ、カタクチイワシといったような魚種については現在資源状態が高位にあるということで、この後説明しますマサバ太平洋系群については、水準としては低位ながら、動向としては増加傾向にあるというふうな報告をしております。

なお、この資源状況の評価については、毎年最新のデータに基づいて更新して、毎年このように発表させていただいております。

それでは次に、マサバ太平洋系群について、資源評価調査の中で取りまとめております資源評価報告書のダイジェスト版というものを作成しておりますけれども、それに基づいて説明させていただきます。

このダイジェスト版につきましては、この2枚目の一番下にインターネットのアドレスが書いてありますけれども、こちらの方からごらんいただくことができます。1枚目の特にTAC種につきましては、また幾つかの魚種に関しては、既にこちらのページのつながりからごらんいただくことができますので、またごらんいただきたいと考えております。

それでは、マサバ太平洋系群のダイジェスト版に基づいて説明させていただきますが、時間的な限りもございますので、図表の説明を中心にさせていただきたいと思っております。

このダイジェスト版の1枚目ですけど、真ん中あたりにマサバ太平洋系群の分布回遊図と、年齢に対する体長、体量のグラフというものを示しております。よく御存じかと思いますが、マサバ太平洋系群の産卵海域は、伊豆近海を中心として外房から薩南海域までの太平洋側というふうに、その海域に分布しております。

稚魚から0歳の間、その年生まれの間は、黒潮から親潮の間の移行域と呼ばれる海域に広く分布し、親潮の海域で餌を食べて、秋、冬になりますと南下する。そのような北上、南下の回遊サイクルというのが毎年行われるということです。

続きまして、次のページに移らせていただきまして、一番上にありますのはマサバ太平洋系群の漁獲量のグラフです。青い棒グラフが漁獲量、それから白い棒グラフと折れ線グラフは 1988 年以降を示しておりますけれども、北まきによります有効努力量と努力量当たりの漁獲量のグラフでございます。

かつては、太平洋系群全体として漁獲量が 140 万トンを超える大きな漁獲量があったんですけども、近年では 20 万トン未満という状況でございます。

また後で紹介しますけれども、このマサバ太平洋系群の資源の利用の仕方として、やや近年の特徴としては、1992 年と 96 年に生き残りの良い生まれ群というのが発生した。卓越年級というものが発生したわけですけども、これが 0 歳、1 歳の未成魚の段階で比較的活発にとられてしまったことが、その後の順調な資源回復というものの障害になっている可能性が多くの方から指摘されております。

このグラフの中で言いますと、92 年生まれの魚に対して 92 年と 93 年、それから 96 年生まれのものに対して 96 年、97 年というところで努力量も高くなっておりまして、CPU E ですね、その努力量当たりの漁獲量とも高くなっている。漁獲量としては増加したんですけども、資源回復という意味からすると、やや障害になった可能性があるというふうに指摘されております。

続きまして、真ん中あたりに資源状態に関する文章がございます。このような漁獲量、あるいは各都道府県の試験研究機関の方が水揚げされたものの漁獲物の体長の組成とか、体長と体重、あるいは年齢といったものを調べられて、そういうデータを取りまとめて、それをベースにした資源量計算というものをしております。

また、そういう漁業に依存したデータだけでなく、その直接調査船で沖の方に出て現存量の直接推定調査というものも行ってございまして、そういうものを総合して資源量評価というものをしております。

真ん中の左側にお示ししておりますのが、そのようにして計算された資源量の経年変動、それに対して漁獲量がどれくらいの割合取っていたかという漁獲割合も合わせて示しております。かつては資源量が 500 万トン以上あった年もあるんですけども、近年は、これはもうごらんになればわかりますけれども、低水準にあるという状況でございます。

こちらのグラフで漁獲割合というのを見ても、93 年、97 年という年にぴょんと上がる傾向があったということです。

右側は、こういう資源をどういうふうにご利用するのがよいのかということを考えるとき

に私たちがよくつくる図なんですけれども、産卵親魚量とそこから生み出される新規加入量ですね。ここでは大体0歳魚の資源尾数というのを当てはめることが多いんですが、そういう加入尾数というものの関係です。

かつて資源量の水準が高かった70年代というのは、右の上の方に赤い線で示しております。親も多ければ子も多いという状況です。79年から85年というのは、親は多いんだけど、そこから生み出される加入尾数というのは少ない。やや再生産に適さなくなってきた年代ということになります。そして、86年以降は親も少なくなって子も少ない、そういう年代に入っている。その中で何度か紹介しておりますけれども、92年や96年というのは親の割に子が多かった、そういう年が見られたということです。

それで、この図をもとにこの資源を管理するというのを考えたときには、こういう長期的なデータを見ていきますと、産卵親魚量を45万トン、今横軸では1000トンになっておりますので、450ぐらいのところですね、のところまで持っていけば、そうすると経験的に加入尾数が非常に低水準になることはない、経験というかこのデータのこれまでの長年のデータから、そういうふうに考えております。ですから、このマサバ太平洋系群の資源の一つの回復の目標としては、産卵親魚量が45万トンというものを提案しております。

そういう考え方のもとに、資源評価報告の中でABC、生物学的許容漁獲量というものを算定しております。ここでは今後10年程度で産卵親魚量を45万トンまで戻す、そういうことを達成するように漁獲を制御したという場合の2006年の漁獲量というものをABCとして提案しております。それが一番下の方の表として整理されているわけです。

次のページに移っていただきまして、真ん中あたりに資源評価と管理方策のまとめというものの、ここをちょっと文章で説明させていただきますけれども、まず資源評価のまとめとして、加入乱獲と成長乱獲が同時に進行している。やや難しい言葉なんですけれども、「加入乱獲」という言葉は、親魚量が減っているためにより加入が期待できない状態、そういう状態まで減っているという状況です。それから、「成長乱獲」というのは、未成魚段階で多獲されていることが効率的な資源の利用を妨げている。そういう考え方です。そういうことがこのマサバ太平洋系群に関しては同時に進行していた。

また、先ほども紹介しましたが、再生産関係は年代によって変動しています。近年は1992年生まれ、96年生まれ、あるいは2004年生まれも結構多いというふうに考えておりますけれども、そういう卓越年級群が時折出現することから、資源回復の兆候があるというこ

とです。ですから、そういうものを未成魚段階で取らずに、保護して資源回復を図る。これがこの後資源回復計画の説明につながると思いますけれども、そういう資源評価としてはまとめることができると思います。

管理方策としては、10年程度で産卵親魚量45万トン近くへの回復を目指すというのがよいのではないかとこのように考えております。

資源回復計画についても、ここで簡単に言及しておりますけれども、2003年11月から開始されており、直近の2004年生まれを対象とした保護の効果が期待されるということ。

その後、いろいろABCなども含めて資源管理の考え方のもとで、どういふ今後の資源の動向が予測できるかということについて、シミュレーションにより検討した結果がここに3枚グラフが示してありますけれども、それぞれ産卵親魚量が現状程度でいいんだというふうな管理の考え方。それから、現在の漁獲圧のかかり方でいいんだという考え方。それから、回復目標を掲げてそういう漁獲制御をした場合の、それぞれ産卵親魚量と漁獲量の今後の変化というものをシミュレーションした結果を示しております。

例えば産卵親魚量について言うと、もちろんこのFlimitというのは、先ほどの表のABC limitのもとでの漁獲の制御の中でのシミュレーションということになりますけれども、これは順調に目標に向かって産卵親魚量が回復というふうなシミュレーション結果になる。

それを右側の漁獲量で見ますと、やはり最初はそういう漁獲制御をかけてしまうので、漁獲量は現状での漁獲のかかり方や、あるいは資源の現状維持という目標のもとでの漁獲量よりは少ないんですけれども、4年後以降は漁獲量は、その他の管理の考え方よりは多くなるだろうというふうな結果になっております。

もちろん、これは先ほど示しました親子関係というのがこれまでの経験的なものに従って変動するという過程のもとで行っておりますので、それよりもよい生き残りがずっと続けば予測よりもっとよい資源回復ということになりますし、余りよくない年がまだまだ続くとそれほどうまくいかないわけですが、ただ、ABCで提案したものというのは、3枚目のグラフになりますが、悪くてもそんなに産卵親魚量が低下しない。最悪のシナリオでもそんなに失敗はしないというふうなことで提案している次第でございます。

最後に、資源変動と海洋環境との関係等を示しておりますけれども、これはまた読んでいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

澁川会長 西田さん、ありがとうございました。

ただいま研究機関の方からマサバの、いや、その前にT A C種、あるいはT A E種、その他の種についての資源状況のお話、全体のお話、それからマサバについて細かい現在の状況についての御説明がございました。なかなか専門的な言葉も入っていましたが、いかがでございますか。西田さんの方にさらなる御説明を求めるようなことはございますか。

この後マサバの資源回復計画の取り組み状況が出てまいりますから、それを一応終えてその後さらに何かあればと、こういうふうに進めていいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

### 資源回復計画の進捗状況について

#### 実施中の魚種別資源回復計画の概要及び取り組み状況について

澁川会長 それでは、7番でございます。「資源回復計画の進捗状況について」ということになっております。それでは、事務局説明をお願い申し上げます。

事務局（小池） 説明に用いる資料は資料6 - 1と6 - 2でございます。先ほどちょっと私言い忘れたんですが、太平洋広域漁業調整委員会にかかわるもので資源回復計画は4つございますが、そのうちマサバ太平洋系群資源回復計画につきましては、両部会にまたがるということで、本委員会で御説明をさせていただいております。ほかの3計画につきましては、北部会、南部会それぞれの部会で資源の状況についてもあわせて御説明させていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず資料6 - 1のマサバ太平洋系群資源回復計画の概要及び取り組み状況について御説明いたします。

この資源回復計画につきましては、平成15年10月23日に作成・公表しているものでございます。

資源回復計画の概要ということでございますけれども、マサバの資源につきましては卓越年級群の発生というのが知られておりまして、その卓越年級群の発生時にタイミングを逸することなく未成魚を保護することによって、資源回復に必要な数量の産卵親魚の確保を図り資源を回復していこうというのがこの計画のコンセプトでございます。現在この計画に基づきまして、太平洋北部水域の大中型まき網漁業におきまして、休漁等による操業続日数の削減を実施し、資源管理に取り組んでいるところでございます。

実際に現在取り組んでいる内容としては、2番にございますが、一つは休漁でございま



す。これはマサバの漁獲量が一定水準を超えた場合に行う「臨時休漁」と言っているものと、それから「定期的な休漁」、これを組み合わせて休漁措置による漁獲努力量の削減を図っております。それと減船による「漁船隻数の削減」。それから、これは今年度からでございますが、「ミニ船団化」ということで、従来の船団隻数を縮小といいますか、隻数を減らしてコンパクトにした形で操業するという新しい試みも始まっているわけでございます。

その取り組み等の実施状況について、3番以降に取りまとめてございます。

まず、一つは休漁措置でございます。以前に本委員会で御説明した部分と重複する部分はあるかと思いますが、スタートの時点からまとめたものを御用意させていただきました。平成15年度漁期でございますけれども、マサバにつきましては、7月から翌年の6月までを一つの漁期というふうに考えて計画を進めてございます。15年度漁期につきましては、先ほど申し上げましたとおり、計画がつくられましたのが平成15年10月23日でございますから、漁期の途中から取り組みが始まったということございまして、(1)の のとおり、15年度漁期については7日間の休漁措置を行っております。「定時」と書いてございますが、先ほどもちょっと申し上げましたが、定期的に休むという休漁を7日間行いまして、これに基づきまして185カ統の休漁統・日数があつたわけでございます。

下段に、「延べ実操業統・日数」というふうに書いてございますが、これは同じ期間に実際に操業した統・日数でございまして、休んだ統・日数と実際に操業した統・日数から削減率ということ算出しております。15年度漁期については13%削減ということございました。

それから、八として取り残し効果試算を載せてございますけれども、これにつきましては資料の4ページに、もう大変細かくてちょっとお叱りを受けそうな感じのものでございますけれども、実際にいつ休んだという、何月何日に休漁しましたというようなものをまとめた表がございまして、実際に休漁措置によってどのくらいの取り残しがあつたのかということ、2つの方式でこの表に基づいて試算してございます。

前回の本委員会のときにも御説明いたしましたけれども、一つの試算方法につきましては、休漁を行った前後の日の漁獲量をもとに、その漁獲量を何カ統で操業して水揚げしたかということ計算いたしまして、1カ統当たりの漁獲量を出して、その1カ統当たりの漁獲量と休漁日に休漁したカ統数というのを掛け合わせて、取り残り量を試算しているという、一つの方式としてはそういう方式です。

もう一つは、やはり休漁日前後の漁獲量をもとに1日当たりの漁獲量を算出して、休ん

だ日もその平均の漁獲量があっただろうと推定して算出するもので、この2つの方法による算出を行っております。

先に申し上げた方法につきましては、4ページの表は本当に小さくて申しわけございませんが、資源保護推定量Aと、日別の漁獲量で算出したものが資源保護推定量Bということで計算をしているわけでございます。

試算の方法が違いますので、その結果も当然異なっているわけでございますけれども、平成15年度漁期におきましては、今の二通りの試算によると、八に示していますとおり2010トンから6609トン取り残し効果があったであろうということで、実際のこの期間の漁獲量と合わせて取り残し量を計算しております。

以下、同じような計算式で、平成16年度漁期、それから次のページに移りますが、平成17年度漁期。平成17年度につきましては、先ほど申しましたとおり、漁期を7月から翌年の6月ということで整理させていただいておりますので、3カ月分ということでございませぬけれども、その状況がまとめてございます。

16年度につきましては、休漁日数が22日、延べ休漁統・日数が615カ統、削減率が21%、取り残し効果試算が4万9054トンから8万9705トンで、取り残し率が約23%から36%。

それと17年度漁期、これはちょっとタイプミスがあって申しわけございませんが、今年の7月から今年の9月までの3カ月間の数字でございますが、休漁日数が6日、延べ休漁統・日数が168カ統ということで、削減率は21%。その3カ月間の取り残し効果試算をした結果が約25%から32%取り残し率ということで、これは計算して出したものをお示ししております。

それから、データの整理等間に合いませんでしたので、9月までということでお示ししておりますけれども、印で「10月以降、すでに5日臨時休漁」と書いておりますが、実は資料をつくった後に1日ふえまして、6月以降、6日間の臨時休漁を行っております。

今の取り残し試算したものを、もう少し見やすくというふうに考えましたのが3ページでございまして、実際の漁獲量、それから先ほど申し上げました2つの試算方法によって算出した、保護推定量というものをその上に載せた形でお示ししております。

15年度漁期につきましては、先ほど言いましたように、漁期途中からの取り組みということでございました。16年度漁期につきましては、先ほどの資源状況の御説明でもちょっとございましたが、2004年級群の加入が近年の中ではよかったという状況等を反映いたしまして、実際の漁獲量16万トンの上に、休んだ日に恐らく取り残したであろう試算のも

のを重ねたものでございます。明らかに 15 年度漁期と 16 年度漁期の状況は違ってきていると思いますし、一番下、17 年度、データがまだ 3 つしか入っておりませんので、途中で途切れたような形になっておりますが、8 月から 9 月にかけての傾きをごらんいただければ、さらに 16 年度漁期よりも上向きになっているというような状況でございます。

もとに戻りまして 2 ページの方でございます。今申し上げましたのは、休漁の取り組みについての実績と取り残し効果について試算したものでございますが、そのほかに取り組みとして、減船とミニ船団化による漁獲努力量の削減という取り組みもここに書いてございますとおり行われております。

続きまして、今後の展開方向ということでございますが、「今後の」と書いておりますが、実は(1)についてはもう既にスタートした部分もでございます。冒頭で申し上げましたとおり、現在、太平洋北部を操業水域とする大中型まき網漁業におきまして資源回復措置を行っているわけでございますが、先ほど図でお示したとおり、15 年度漁期、16 年度漁期、17 年度漁期と漁獲状況に変化が見られるということもございまして、取り組み内容を見直して、より実効性の高いものにしていこうということで、北まきの方で取り組んでおります。

その一つは、先ほど休漁措置のところ、定期的に休む定時休漁と、それから漁獲があったときに休む臨時休漁を組み合わせで行っているという御説明をさせていただきましたが、その臨時休漁につきましては、本年の 8 月 24 日までは、3000 トン水揚げがあった場合にその翌日は休むということにしておったんですが、その目安を 2500 トンとして取り組みを強化しております。これによって、ちょっと語弊があるかもしれませんが、より効果の高い、定時休漁ということではなくて、決まった日にどういう漁獲状況であっても休むという定時休漁ではなくて、とれているときに機動的に休むという臨時休漁への取り組みにシフトするような形で進めておりまして、実際に 15 年度漁期については、定時休漁 7 日ということでございますが、本年漁期につきましては、定時休漁を一度行いましたが、その後はすべて臨時休漁ということで、とれたときに機動的に休むということで、9 月に 5 日、10 月に既に 6 日実施しております。

また、それとあわせて操業時間の短縮ということも自主的に取り組んでいただいております。そういったことで資源回復計画に基づく取り組みをより実効性の高いものにしていこうということで、北まきの今の大中型のまき網の方々にもいろいろ御努力をいただいているということでございます。

それともう一つでございますが、未成魚の取り残しということでスタートしたわけでございますけれども、先ほどグラフでお示ししたとおり、未成魚の取り残し効果が今後期待できるということで、取り残した未成魚は、来年になりますと伊豆諸島海域の方に産卵親魚として南下することも考えられるということで、中部太平洋海域を操業水域とするまき網漁業者の方々、それから伊豆諸島海域を操業水域とするさばたもすくい、火光利用さば漁業等の沿岸漁業の方々につきましても、今後、本資源回復計画に基づく資源回復措置、特に親魚保護という観点から取り組みに御参加していただけるように、また伊豆諸島の方に産卵親魚、マサバが見えてきたら機動的に取り組めるように、今からその準備のための検討をお願いしている状況でございます。

一応資源回復計画の状況については以上でございますが、休漁措置について中心に御説明させていただきます。

資料2としてミニ船団化の資料を御用意しておりますので、そちらにつきましては担当班長の方から説明を行いたいと思います。

事務局（富田） 沿岸沖合課の富田でございます。ミニ船団化について御説明させていただきます。

3月の広域漁業調整委員会においても、まき網のミニ船団化について、一度御説明させていただきましたが、今回、石田丸におきましては6月上旬から、八十八惣賣丸におきましては3月の下旬から操業しておりますので、現時点までの操業結果の報告をさせていただきます。

ミニ船団化につきましては、もう一度3月のおさらいをさせていただきます。現在のまき網船団の4隻から6隻の体制を網船に運搬機能をつけた2隻体制に縮減してコストを大幅に削減すること。漁獲努力量につきましては、魚そうの容積とか網置き場の面積というものを決め、増やさないこと。乗組員の居住環境等も網船を大型化するという事で改善を図る。ということの3つの目的を持ってやったものでございます。その中で漁獲はどうなっているのかという点を、いろいろとデータも取りつつやっているところでございます。

その漁獲量が、八十一石田丸、これが主に6月からイワシ、アジ、サバを漁獲しております。そこに従来船団と書いてあるのは、北部太平洋海域で操業している80トン型の同時期の漁獲量、今年の同時期の漁獲量の平均が約3796トンであるということでございます。それに比べまして八十一石田丸につきましては、運搬船と網船での漁獲量が3219トンと平均の約85%という漁獲量になっております。

皆さん御存じのことと思いますが、石田丸はいつも北部海域ではトップの漁獲をほこる船でございます。それが平均より少なくなっております。石田丸の本来の能力から言うと、もっと削減されているのではないかというふうに考えております。

次に八十八惣賣丸ですが、網船の大きさは2層甲板の300トンであります。石田丸の方は270トンの1層甲板の船でございます。

この船はこの時期基本的にカツオ、マグロを獲るということで、イワシ、アジ、サバについては漁獲しておりません。冬の時期になるとイワシ、アジ、サバを漁獲いたします。この漁獲量につきましてはすべてカツオ、マグロ、今年の状況では、ほとんどカツオであります。

若干、漁獲量が従来船団より多くなっておりますが、操業形態の問題に加え今年北部太平洋海域でクロマグロの漁場形成が全くと言っていいほどありませんでした。一方、日本海で漁場の形成がなされたこともあって、日本海に回った船もありました。マグロがなかったということで、カツオに集中したというようなことではないかと思っております。

また、135トンの中には、カツオがかなり今年安かったということもあって、途中でイワシ、アジ、サバ操業に切り替えた船もあり、全体の漁獲量がかなり減っているというふうに思っております。惣賣丸につきましてはカツオ、マグロということで、サバの資源回復に今回のデータは特に関係あるわけではございませんけれども、実際に操業しているということで紹介させていただきました。

私の方からの紹介は以上でございます。

澁川会長 事務局から2つの資料の説明がございました。私もうっかりしておりましたけれども、本日は全体会議でございまして、したがって、資源回復計画も両方に共通する資源についての説明をきょう申し上げました。明日の部会が2つございますが、他の資源は部会でそれぞれ説明があるという整理でありました。ということで、本日はマサバについての説明を受けたわけであります。

まず、マサバの太平洋資源回復計画の概要と取り組み状況についてであります。4番の今後の展開方向までの話が出ました。これまでの経過とこれからの対応ということでございます。マサバの資源回復計画の策定のときは、忘れもしません、大変紛糾しました。かなりの時間を要したわけでございます。その結果どういう展開になるかということで、私どもも大変心配をしておりました。少なくとも今見る限りは順調に計画の推進が図られていると見ておりますが、かつての1990年代の2回の経験を何とか生かしたいという思い

がここに反映されております。先ほどの研究機関の西田さんの方からの説明でも、1992年と96年に卓越年級群の発生があったということでもあります。そのときに、せっかくの明日に期待をかける子供をたたいたということは、今につながっている、回復をおくらせたということの経験でありました。そういうことでちょうど昨年、今年にかけてなかなか微妙な時期であるようでもあります。

先ほどの西田さんの御報告でも、回復の兆しありということでもありますから、これに取り組んでおられるまき網業界の動きとしては、大変慎重かつ厳しい対応をなさっていると伺っております。今後の展開方向の中にも、既に実施中という話の中で、制限漁獲量を3000トンから2500トンに下げるということをなさっているということでもあります。

ということで、ただいまの報告は2つあったわけですね。一つはマサバ太平洋系群の取り組み状況、もう一つはミニ船団化の話であります。話が混在しないように2つに分けて、まず資源回復計画の取り組み状況についての説明に御質問があれば受けたいと思いますが、どなたかございませんか。

どうぞ、鈴木さん。

鈴木委員 その御審議の前に、ただいま説明がございましたが現場の現在の状況をお話申し上げます。この2ページに、操業形態を変更して12時間操業を7時間操業に短縮したというふうに書いてあります。今会長もお話になりましたように、12時間操業を7時間操業に短縮したということですが、3000トンから2500トンになったということと、一部今説明がありましたようにカツオ、マグロ135トン型が参入したということで、現在は、日にちは忘れましたが当分前から、この7時間操業をなお厳しくしまして、5時出港の10時とも終了ということで操業形態を5時間、実質的に出港しますから4時間ということに、ともまで4時間ということで現在やっております。前のころは最大多い船は4回、ともまでございましたが、現在は物理的に最大でも2回、上限2回とも、それは時間的に物理的にやっております、大体1、2回で終わるという現状でやっております。現況の御報告でございます。

澁川会長 では、福島さんどうぞ。

福島委員 今の鈴木委員の御発言にちょっと関連しますので発言させていただきますが、さっき臨時休漁のお話ございましたけれども、今まで17日、きょうは20日ですから3日、4日までですか、までに23回の臨時休漁をしております。その間に定時休漁も2回ほど入っていますから。そうしますと大体平均しますと2.5日に1日ぐらいの出漁かなと。

しけも入りますので。そのような非常に厳しい時間とかそういったことも含めまして、今サバの資源管理をしているというのが我が方の団体の現状であります。

以上です。

澁川会長 ただいま、まき網関係の鈴木さん、それから福島さんのお二方から取り組み状況の補足の実際の御説明がございました。ほかにどなたか、ただいまはまき網業界の方のお話がございましたけれども、いかがでございますでしょうか。外記委員どうぞ。

外記委員 最初に、資源状況につきまして水研の西田さんの方からお尋ねしたいと思えますけれども、かつて卓越年級群ということが盛んに言われておりましたけれども、今年は常磐あるいは犬吠海域におきまして1歳魚が非常に多いというふうに聞いておりますけれども、卓越年級群発生年度というふうに理解しておりますか。

澁川会長 西田さんどうぞ。

中央水研・西田室長 2004年、去年生まれの年級群というのは結構良好な加入を見せたというふうに考えております。それが1歳魚として今年活発に漁獲されたというふうに考えております。また、今年生まれ、2005年生まれについても今の段階での評価としては、2004年ほどではないものの、そんなに悪くないという評価をしております。

外記委員 私は南部会でございます、さっきの事務規程の中にございましたように、それぞれ部会の資源管理の決定事項につきまして、委員会は報告を受けるという関係になっております。そこで要望として申し上げたいと思えますけれども、かつて15年まで広域漁業委員会ができるまでは、全く強い者勝ちでマサバを獲り放題に獲っておりましたけれども、15年から委員会でいろいろ議論いたしまして、今会長が言われましたように大変議論のあったときもございましたけれども、ようやく結果が、少しサバ資源が上向いてきたというふうに実は感じております。大変その辺はありがたいなと思っております。

当初の15年のスタート時点につきましては、15年、16年、17年というふうに卓越年級群が発生したときには、恐らく3年目には3倍の臨時休漁をするというふうな計画でスタートしたと思っておりますけれども、今まき網の皆さんからお話をいただきますと、かなりの日数をもう既に本年は臨時休漁しておりますし、また、もちろん魚価対策もあると思えますけれども、漁獲の数量規制等もやっております、その辺も大変すばらしいなというふうに思っております。

当然、まき網の皆さんも十分御承知というふうに思っておりますけれども、今の1歳魚を3年我慢すれば恐らく目方では10倍ぐらいになると思います。値段もまた10倍ぐらい。

つまり 100 倍の価値になるんじゃないかと思います。皆さんの経営も大変厳しいと聞いておりますけれども、できる限り。今サバを獲るたもすくいの方は全滅状態になっておりますから、今のサバが大きくなって獲る段階は、やはりまき網の皆さんではないかというふうに考えておりますから、その辺を大変でもひとつできるだけ資源管理をやっていただきたいなと思っております。

まだサバがふえている兆候はありますけれども、依然として伊豆七島海域には、今年の春はまだ全然マサバの姿は見ておりません。やはり伊豆に産卵にマサバが来るようなそんな海に、みんなが期待して頑張っていたきたいというふうに考えております。

以上です。

澁川会長 外記委員、ありがとうございます。ただいま、まき網業界以外の方からの御発言でございます。激励の意味を込めて、頑張りなさいとこういうことであります。

ほかにいかがですか。山下委員どうぞ。

山下委員 外記委員の質問されたことにも似ているんですが、まず西田さんに伺いたいですけれども、カラーのダイジェスト版の 4 ページでしょうか、この真ん中あたりにマサバの資源量が出ていますね。紺色の点々ですけれども、過去の 2 年、それから 79 年ぐらいの 2 年間の大きな卓越年級群だったと思うんですが、確かにこれをよく見ると、卓越の年というのは 2 つ続いているように見えるというか。それが本当にそうなのか、計算上そういうふうになるのかわからないんですが。そうすると先ほどおっしゃったように、2004 年と 2005 年で 2 年続くというふうに考える、そう考えたくなるというか、ように見えるんですけれども、そういうふうに考えていいのかどうかというのが一つ。

それからもう一つは、そのときの推定資源量の高さといいますが、それが 90 年と 96 年ですか、そのときの量に比べて去年、今年はまだ高いのか、大体このぐらいの量なのか、そういうところも教えていただければと思います。

それからもう一つは、今教えていただくことではないんですが、先々の要望として私が希望しますことは、今のような休漁とか減船とか続けていくことによって、推定資源量がどういうふうに上がっていくか。上がっていくカーブという変ですけども、既にすごく取り組んでおられるわけですから、それを入れたときの資源量のカーブがどんなふうになっていくかということを将来的にも教えていただければと思います。

というのは、西田さんじゃない方の資料 6 - 1 ですね。6 - 1 の 3 ページ目には試算図というのがございまして、これによると確かに平成 17 年度、今度これから月を重ねてい



くにつれ漁獲量も保護推定量もすごく急カーブで上がっていった、この枠にうまくすればおさまらないくらいに上がっていくといいなと思うんですが、これは漁獲量なんですね。ですから、資源量についても何かこのような感じの図で、実際値と推定値みたいなものが月次では出ないですかね。でも、何かそのようなものがあると取り組んでいる方も励みになるし、そういう意味でもぜひ私も見せていただきたいと思います。

それからもう一つちょっと心配なことは費用の手当なんですけれども、そんなにしょっちゅう休まれると、といいますか、そのたびに手当が必要だろうかと思うんですけれども、今後の見通しがどんなふうになっているのかというのも、もしかして先走ってしまったかもしれませんけれども、質問として申し上げたいと思います。

澁川会長 幾つか質問が出ました。まず西田さんへの質問が2つあったと思います。

中央水研・西田室長 私の方から回答させていただきます。2年続けてというお話でしたけれども、その資源量というのは0歳から6歳、7歳という高齢魚まで含めて、その年の全体の資源量なんですね。そうすると96年生まれの加入量が多いと、それが0歳から1歳になるときに体重もふえていますので、それがその次に反映する。96年生まれの加入が多いと97年まで1歳魚として、重量ベースで考えますと多くなるということです。それが92年生まれについても、96年生まれについても、次の年までは資源量が多いという形で反映されたということです。

2004年、2005年につきましては、92年生まれや96年ほどではないと評価していますが、2004年生まれについては、そこまでの数年間に比べるとよいと。それから2005年についても、今年生まれについても、2004年ほどではないけど、よいということなので。これについては低水準ながら、いい年が2年続いている可能性があるというふうに考えております。

それから、今直近年のところでの資源量の水準と92、93年や96、97年のころと比べるとどうかというお話については、先ほども紹介しましたが、最近年のデータというのは、もう少し先になれば確実なことが言えるんですけれども、不確実性の高いデータを使う部分もあるので、絶対値で比較するというのは難しいところもあるんですけれども。まだ今の段階では、92年や96年級生まれ群がもたらしたほどのよい状況にはなっていないというふうに考えております。

ちなみに2004年の資源量というのは45万トンで、産卵親魚量は11万トンというふうに評価しています。この数字というのは、2005年生まれがどれくらい加入するかによって

またこれから先ちょっと変わってきますけれども、ここ 20 年ぐらいの中でのよかった年に比べると、まだそこまではっていないというふうに考えております。

最初の 2 つの御質問に関しては以上でございます。

それから、資源回復計画の中で取り組んでおられることに関しては、私どもも非常に敬意を表したいと思いますけれども、結果的に資源量、あるいは親魚量というものがどういうふうに回復していくか、それに対してこういう取り組みがどういうふうに貢献しているかということについては、いろいろな情報を集めて今後資源評価報告の中にでも反映させ、私ども各都道府県の試験研究機関の方々とも協議するわけですけれども、その中の検討材料にしていきたいと考えております。

澁川会長 あとお金の話があるんですが、それはいいですか。

鈴木委員 はい。

澁川会長 あともう一つが、お休みになると大変だという話で、その辺は大丈夫でしょうかという山下先生の。休みは大変だと、経営も大変なのに大変でしょう、こういう話がありました、そこらあたりについて。

鈴木委員 お金の話は後で会議もあるものですから。うちの方の内部のですね。それはまた水産庁にもお願いしている関係もありまして、またの機会にさせていただきますが、現時点でも休漁している船で休漁補償をもらっていない船が何隻かございます。この石田丸さんの八十一号は、惣寶丸さんはまだサバに参加していませんからあれですが、石田丸さんは参加しておりますが、一緒に休んでいただいても休漁補償をもらっておりません。

それから、本拠地が九州にある船が何力統か、サバがある程度いいからということでこっちに回ってきておりますが、これも実績その他の関係で休漁補償はもらっておりません。その船に対しても、こういうふうにサバにかけているんだということで、御了解をいただいて休んでもらっていただいておりますので、もう 10 何回も休んでいるうちで 1 円ももらっていない船もございます。

それから、この操業時間の問題もいろいろ議論がありました、今実質操業 3、4 時間ということで、実質的には休漁と同じわけですね。12 時間やっていたものを 3、4 時間やるというのは、3、4 時間に短縮するというのは、これもその意味で言えば休漁と同じじゃないかなと。そういうことを持ちまして、これもそういうふうに決めたときはなかなか議論がございましたが、今現在北部におけるまき網は、このサバの資源にかけるんだと。先ほど外記委員さんのお話のあったとおり、この太平洋銀行は普通の銀行と違って頑張れ

ば10倍はおろか100倍にも200倍にもなるんだと。そういうことのもとに頑張っておりまして、今休漁補償でもらっているお金も非常に微々たる、まき網の経営に対しては本当に問題にならないと言ってはちょっと語弊がありますが。せっかくいただいていて。この休んでそれで休んだ分足りるかという、全然足りないわけでございます。

それから、県とか市町村は財政難で、これに本当は制度のために水産庁が起こしてくれた補償に対して県なりも補助してくれる計画であったんですが、とてもということでもちろんそれも一遍も出ておりませんから。そういう中でも、そんなことを問題にしないで歯を食いしばって何とか頑張って資源の増大と、それから先ほど言った大きい魚にして、将来しようと思っております。ですから、今のところ苦しいんだけど、これを我慢しなければ将来の夢がないというか、将来はもっと厳しくなるということで。もちろん大きい豊かな会社もございましょうが、私自身なんかを含めて非常に歯を食いしばって頑張っている船が多いわけございまして、それは今までの経験からその漁業にける意気込みと言いますか、何とかやっていくんだと。そういう中でマイワシが見通しつかない状況において、このサバ一本にけるほかないというような議論の中の意気込みでございます。

願わくは補償も例えば全船に、あるいは切れたときもこれは皆さんの御支援によりまして、どういうふうになるかわかりませんが、休漁の予算がないから休漁は自分らのためにしていきなさいと、しかしながら補償は出ませんよということがないように、私からももちろん当事者としてお願い申し上げます。

澁川会長 どうも御苦労さんでございます。それしか言いようがないわけですが。そもそもこの資源回復制度がこうやってスタートするようになったのが、長官もおっしゃっていましたが、資源なくして漁業経営はないよと。しかし、日々の漁業経営を維持するために、資源の回復のために、いかなる我慢をすればいいのかという話のところ常問題になってきたわけですね。この制度ができたのは、潤沢な支援ができればいいんでしょうけれども、それでも、この制度を制度のもとに計画を立案し真剣に実施する際には、国も支援しましょうということになっているわけでありまして。

ただいま鈴木委員の方から、大変苦しい中での御苦衷の開陳があったわけでありましてけれども、水産庁さん、長谷さん、今のところをフォローしてあげてください。

長谷室長 鈴木委員の方から、苦しいけれども頑張るという決意表明がありましたので、あとは蛇足っぽいですがけれども、「国もちゃんと付き合えよ」というお話ですし、山下先生の方からは「大丈夫なお金」と心配していただいたので、ちょっと説明させていただき

ますが、もうこれは別にマサバの話だけではありませんけれども、ほかの資源回復計画に基づく休漁共通の話ですけれども、過去の実績の6割強について国と都道府県と漁業者が3分の1ずつ負担という仕組みでやっております。マサバについてはなかなか広域の資源ですし、地元との関係とかいろいろな問題があって、今のところ都道府県の参加はいただいておりますので、国は過去の実績から見て2割強を支援しているということでございます。逆に言うとそういう実績に対して支援するという仕組みなものですから、先ほど話に出ました石田丸さんですとか、あるいは惣賣丸さんですとか、これミニ船団ということで新しくできたという位置づけなものですから、そういうものについては、今休漁していただいても支援の対象になっていないということでもあります。

そういう中で、支援しておりますけれども、御理解いただけるとは思いますけれども、国の役所の予算を計上して支援しているということですので、打ち出の小づちではございませんので、計画を立てて予算計上して、その中で支援しているという形になります。

今漁期に関しては、想定される操業努力量に対して、30%の努力量削減をするという見込みを立てて予算計上しておりますので、その計上した予算をいかに上手に使うかということがまず最初だと思うんです。そういう意味でさっきも話が出ましたけれども、定時休漁と臨時休漁であれば、臨時休漁の方が効果が高いのは明らかだと思いますので、御相談の中でも、定時休漁をやめましょうと。限られた予算なので、これは臨時休漁に集中しましょうということやらしてもらっております。あとこの2004年生まれが2歳になりますと、8割ぐらいが産卵に参加するんですかね。成熟するのは8割ぐらいとたしか研究者の見解はそういうことになっていきますので、これが年を越しますと橋ヶ谷さんたちのところに行って、伊豆沖に行って卵を生んでくれるとこれがどんどん増えると。これに期待を持っているわけなので、ここが頑張りどころということで。漁期と違って国の予算は4月、3月ですけれども、ここが頑張りどころだからということで、休漁の基準も下げてもらって今やっているわけです。

ところが、そうすると出れば休漁みたいな状態になっておりまして、そろそろちょっと本当に山下先生ではありませんけれども、大丈夫かなという状況にはなっているんですが。あとはそういうこともあるものですから、先ほども出ましたけれども、操業時間の短縮。予算は限りがあるので、でも頑張りどころなので、何とか工夫できませんかという話の中で、操業時間の短縮の話も出てきています。これは幾ら操業時間が短縮しても支援の対象にはならないんですけれども、御理解いただいて頑張ってくださいということなんです。

あとはテクニカルな話になりますけれども、マサバの休漁予算とか、そのほかの回復計画の予算をいろいろ計画を立てて積み上げております。そういう全体の運用の中でももう少し工夫ができないかなということ。細くなるかもしれませんが、30%の予想を立てて、これぐらいが予想される努力量の30%分の予算ということでやっていますけれども、最新の情報も入れて、どれぐらいの努力量が導入されるか予測するのは非常に難しいんですよね。浮き魚、マサバだけ考えても難しいし、ほかのカタクチがどう取れているのか、あるいはハモノが、カツオもマグロの方の操業がどうなのかということによってもものすごく変わってくるものですから、そこをもう一回精査して、3割分相当分がふえているんじゃないかと、であればと、そういう理屈で。全体の予算は限られていますけれども、何とか効率よく使って、ここをしのいでというかな、頑張っていきたいなというふうに思っておるところです。

澁川会長 ただいま長谷室長の方から補足の説明がありました。予算は確かに限りがあります。我慢と資源回復と予算の支援とこの3つの要素が絡まる中で、一步でも二歩でも前へ進みたいということでもあります。大変だと思いますけれども、ぜひぜひ。

どうぞ。

金丸委員 いわゆる資源回復ということは非常に結構ですよ。ですから、今非常に苦労して禁漁や何かされて、そのことに対する魚価の向上というのは多少見込めているんでしょうか。やはりそれだけ取れるところを少し切るわけですよ。ですから、そういった面での魚価の向上なんかがどの程度認められるのか。もうごく簡単でいいんですけど。今までの話だと、いわゆる禁漁することによって資源がさらに回復するというような話もあるわけですから、かなりの量の効果があるという想定でしょう。そうなってくると、そのこと自体が魚価にも反映しているのかなという気がちょっとするものですから。ごく簡単でいいんですが。

五十嵐部長 本当は量が少なくなるものですから価格が上がると非常にいいんですが、実際はそうっていない。御案内のとおり魚の需給だけで魚の価格が決まるという世の中になっておりませんので、その辺のところ、先ほど長官も話をしておりましたけれども、今後の基本計画の見直しの中で、そういうような今まで欠けていた視点をどうやって入れていくのかということを一層重点を置いていかなければならないと思っています。お答えとしては、残念ながらそういうふうになっていない。ただ、ほっておけば資源も悪化するし、あるいは逆に言えばサンマのような例ですが、価格はもっと悪くなるだろうと。やは

り何らかのことをしなければいけないという緊急的な状況であることは間違いないと思います。

金丸委員 言われるとおり、資源が一番基礎的なことだと思うんですよ。ですから、それだけの努力に対して、まあ補填がどうのこうのという話もありますけれども、それは。魚価というのはいろんな要素が入っているから簡単にいかないというのは十分わかるんですけども、何かそういうものが出てくればいいなと思ひまして。

以上です。

澁川会長 ありがとうございます。

部長からPQ、PかけのQは今や機能しなくなったというのはさまざまところで問題になっておりますが、そういう状況の中であります。確かにかつては休んで魚価上げをねらうということも可能だったんですが、どうもそのようなことは聞かなくなっているというのが実際上のところであります。

それからもう一つは、先ほどの説明でミニ船団化の取り組みの説明がありましたけれども、これについては御意見を伺っておりませんが、何かございますか。試験実施中ということでございますので、まだこの後の様子も見ないとわからないような話でございますが、いかがでございますか。いいですか。

#### 魚種別資源回復計画について

澁川会長 それでは、この7番の議題は実はもう一つありまして、の「魚種別の資源回復計画について」というのが残っております。事務局、お願いします。どうも済みません、時間が押しておりますので。

事務局（小池） では、御説明いたします。

太平洋広域漁業調整委員会、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、2つの部会がございまして、マサバについては両部会にまたがる資源ということで、本日の委員会で御説明をさせていただきましたが、そのほか3つの計画がございます。伊勢・三河湾の小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画、それからヤリイカ太平洋系群南部資源回復計画、これにつきましては、明日の南部会において実施状況等の御説明をいたします。また、あわせて関係する魚種の資源状況についても、水産総合研究センターの研究者の方から御説明をいただくことになっております。

また、南部会については、現在できている計画以外に、太平洋南部キンメダイと伊勢・三河湾のイカナゴについて作成中でございますので、その状況についても南部会の方で御説明をさせていただきます。

それから、北部会につきましては、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の実施状況と、それからマダラの陸奥湾産卵群の資源回復計画、これも現在作成中でございますが、その状況について御説明をいたすということで、北部会でもあわせて関係する水産資源の状況について水産総合研究センターの方から御説明をいただく予定になっております。

何か明日の部会の御紹介のような形になってしまいますが、そういう形で、またがる資源については本委員会で、それぞれの部会の管轄区域の中で完結するものについてはそれぞれの部会ということで御説明させていただくようにしておりますので、明日の部会につきましてもよろしくお願いたします。

以上でございます。

澁川会長 要すればマサバが共通資源だから、やや細かく説明をこの場でしたということでございます。その他は各部会でやるということでございます。ありがとうございました。

特に今の説明には質問がないと思いますので、いいですか。いいですね。

## その他

### 次回以降の会議の持ち方について

澁川会長 議題8へ参りたいと思います。

それでは、「その他」になっております。次回以降の会議の持ち方でございます。事務局から何か提案があるようでございますので、よろしくお願い申し上げます。

長谷室長 きょうの会議でもおわかりのように、また冒頭、委員会についての御説明もさせていただきましたけれども、従来、広域漁業調整委員会は、資源回復計画の検討に重点を置いて活動してきております。このことは今期第2期も基本的には同様とっておるところですけれども、資源回復計画主体ということでもありますけれども、従来も資源回復計画の議論以外に、適宜といいますが、委員の方から発言を受けて、若干の議論なり事務局からの説明ということを行ってきております。この委員会ではございませんけれども、3月も日本海の方の委員会で、イルカによる捕食についての議論が出たところです。そう

いったものは回復計画と直接の、個別の資源回復計画そのものではないんですけれども、資源をどう管理していくのか、あるいはそういう食害によって回復がおくれているのであれば、まさに回復計画の問題ですし、こういった問題は今後の検討課題ではあるなというふうに思ったところでございます。

そういった経験なり反省を踏まえまして、今期におきましては、全国の関係者が集まるこういうせっかくの機会でございますので、本委員会の権限に属する事項、先ほど説明したように漁場の紛争といったものは権限から除かれておりますし、そういった問題については当事者間で個別に協議の場を持つというのが水産庁の方針になっておりますので、そういったものは別になりますけれども、資源管理に関する問題、先ほど言いましたような例えばイルカの捕食の問題ですとか、あるいは回復計画と関連があります漁場整備、魚礁の問題ですね。沖合なり複数県にまたがるような漁場整備の問題、またその利用上の色々な話題とか、あるいは栽培漁業の問題といったようなことについて、第2期においては、これは例えばということでございますけれども、委員の皆様の方からもこういったことを検討してはどうかというような御提案がありましたら、事前に御提案いただければ、事務局の方で会長とも御相談して、議論の場は本委員会がいいのか、部会がいいのかとかそういった判断もあるかと思っておりますので、会長の方と御相談しながら運営していきたいと思っておりますので、この点についてよろしくお願ひしたいと思っております。

澁川会長 長谷室長から、もっと委員会で活発な議論ができるようにということでございますけれども、広げれば際限のないものになるかもしれませんが、そこは会長が判断することもあるということでありませう。

今の水産庁の方からの説明で、何かございませうか。もうこの際という話。大体こういう話は時間がなくなってからということでございますけれども、いかがでございますか。せっかくでございますから。宮本委員どうぞ。

宮本委員 せっかくの機会でございますので、一言お尋ねしたいと思ひますが、資源回復計画の概要、資料4ですか、そこで(2)番の資源回復計画の内容というところで、13年から16年はいわゆる魚種別の資源回復計画というものが、17年度からは包括的資源回復計画ということで、多種類の魚種を包括的に漁獲される漁業種類を対象に作成と。それに対する想定される漁獲努力量の削減というものについては、具体的に魚種の場合と漁業種類の場合に余り中身的に変わっていない。ちょっとわかりにくいので、その辺をさらに具体的に説明できれば説明してもらいたいんですけれども。



例えば、従来減船等が予算措置されておったものが、今説明にあった例えば単船化であるとか、漁獲努力量を削減するための小型化等に対する支援措置等がその中に含まれているのかどうか、そのあたりよろしければ御説明をお願いしたいと思います。

澁川会長 宮本委員の御質問は、包括的資源回復計画ということの内容をいまいし具体的にという話ですが、いかがですか。

事務局（小池） 本委員会の資料として御用意しておりませんで、明日の部会で御説明しようかなと思っておったんですけれども。簡単にというか、簡単に言うのも難しいんですが、このパンフレットでお配りしている資料の、先ほど下の段に表がございますというお話をさせていただきましたが、魚種別資源回復計画というのは、まさに対象となる水産資源に着目した資源回復計画ということでございましたけれども、漁業の種類によってはいろいろな魚を一どきにとる、いわゆる包括的に漁獲を行うという漁業種類もあります。その場合、一つの資源だけに着目した資源回復というのも取り組みづらいところがあるというお声が現場の方からございましたので。特に定置網ですとか、底びき網漁業者の方からそういうお声がございましたので、それら包括的にとれる魚種全般について、漁業種類に着目した資源回復計画という枠組みを平成 17 年度に御用意させていただいたということでございます。

宮本委員 その辺までは大体わかるんですけど、それから先のことは、具体的にはこれからといういろいろなまだメニューがあるということと理解していいわけですか。具体的にメニューというのは、具体的な方法論というのは、これからこの委員会とか。例えば定置網とか底びき網が対象になるうかと思うんですけども、そういう理解をされていていいわけですね。

澁川会長 宮本委員、もうちょっと何か具体的におっしゃってください。何か御希望でもあるんですか。何かそんな感じが。

宮本委員 いえいえ。例えば先ほどちょっと言ったんですけど、例えば今まで減船と言うと、地方あたりでは何か後ろ向きというふうにとられるんですよ。そうじゃなくて資源回復のためには、残ったというか、回復するために漁獲努力を削減する方法の一つとして、魚種じゃなくて漁業もあります。漁船漁業ね、いわゆる沖底等もあるけど、それを残していくためにはいわゆる漁獲努力を今まで太すぎるのを小さくするとか、その辺に対して前向きの予算的な措置等も考えられるのかどうかということをお願いいたします。難しい話かもしれませんが。

長谷室長 従来も宮本委員言われるような形で休漁するのであれば、先ほどマサバの話で言ったような支援をしております。包括的についても同じような受け皿で考えているということですね、今のところは。今のところはというか、制度的にはそうなっています。今は魚種別のものと同等の受け皿というか、支援策を用意しているということです。それで十分なのか、今後もっと工夫ができるんじゃないかとか、そういう議論はこういう場を使っている御意見いただければいいんじゃないかなと思います。

宮本委員 わかりました。どうもありがとうございました。

澁川会長 要すれば今包括的資源回復計画制度が動き出しているということなんですけれども、具体的なまだ話がないと、こういうことのもありますね。いずれにしても俎上に上げて議論していただくという、そこが重要じゃないんですか。こんなものはいけるかどうかという話が具体的にあった方が。

宮本委員、どうもありがとうございました。先に向かってのお話、ありがとうございました。

さて、長谷室長の説明も終わりました、あとは次回の開催予定の目途の話ですが、事務局よろしくをお願いします。

事務局（大橋） 例年ですと10月ぐらいに開催して、また年2回で来年は3月ぐらいということなんですけれども、先ほど長谷室長の方からも説明がありましたように、委員の皆さん方がもうちょっと活発な議論をしたいから、年3回だとかやりたいというふうになるならばまたそのようにいたしますけれども。追ってこういう議題を取り上げてほしい、例えば海産哺乳動物と魚の競合の話だとか、そういう話を入れたいんではないかということであるならば、またそういう意見が出てくれば臨時にやるだとか、あるいは例年どおり3月ぐらいにそういうトピックを入れて開催するかというふうになりますけれども、今のところ3月ごろに予定しておりますし、議題や場所についても皆様方と御相談しながら、あと会長とも相談しながら決めていきたいと思っております。

澁川会長 ということでございます。いずれにしましても、たくさん御希望をいただければありがたいということだろうと思います。第1期の時は資源回復制度で限定的な話が多かったんですけれども、長谷室長の先ほどの話で、扱えるものはできるだけ幅広く扱っていかうという積極的なお話もございました。その辺はぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは、この後事務局何か報告事項があるんですか。

事務局（大橋） ございます。渋川太平洋広域漁業調整委員会主催のレセプションが本日6時から、一つ上の14階の天平の間で開催されますので、奮って御参加ください。

それから、明日またこの同じ会場で、10時から太平洋の北部会、それから午後の1時半から太平洋の南部会が開催されますので、関係する委員の皆さんにおかれましては御出席いただけるようお願い申し上げます。

澁川会長 それでは、この後何か私主催だそうですので、えらいことになってまいりました。お役所のもう心憎いばかりの御配慮がこの後どんなふうになっていくのか心配ではございますが、とりあえずきょうの委員会はこれで閉じさせていただきます。

委員の皆様には、大変議事の進行に御協力賜りまして、ありがとうございました。

なお、議事録署名人の荻田委員さん、福島委員さん、よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第5回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。

閉 会